



2022年9月 No.68

日本政府による人権 DD ガイドラインの公表及び EU における強制労働製品の EU 域内での流通を禁止する規則案の公表

弁護士 福原 あゆみ

1. 人権 DD ガイドラインの公表

日本政府は、本年9月13日、日本政府として初めてのセクター横断的な人権デュー・ディリジェンスのガイドラインである「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）を策定、公表しました¹。これは、経済産業省が立ち上げた「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」での議論を経てとりまとめた人権デュー・ディリジェンスのガイドライン案（以下「本原案」といいます。）につき2022年8月29日までパブリックコメントを募集し、必要な修正を行った上で、関係省庁が参加する「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」を経て決定されたものです²。

本原案の概要については、拙稿「人権デュー・ディリジェンスガイドライン（責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン）案の公表」（[本ニュースレター第67号](#)）をご覧ください。本稿では最終版における原案からの相違点を中心に紹介します。

2. 本原案からの相違点

本ガイドラインが定める人権尊重の取組みの全体像（人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンスの実施、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済）は本原案から変わらず、人権デュー・ディリジェンスのフレームワークについても基本的に本原案からの変更はありません。

本原案からの変更点のうち企業にとって特に留意を要すると考えられる事項は以下のとおりです。

(1) 負の影響の範囲

企業が人権に対して負の影響を与える場面として、自ら引き起こす（cause）、直接・間接に助長する（contribute）、直接関連する（directly linked）の3つの類型が想定される点については本原案と同様ですが、それぞれの定義が以下のとおり明確化されています（本ガイドライン2.1.2.2）。

引き起こす： 企業の活動がそれだけで負の影響をもたらすのに十分である場合を指す。

助長する： ①企業の活動が他の企業の活動と合わさって負の影響を引き起こす場合、及び、②企業の活動が、他の企業に負の影響を引き起こさせ、又は、他の企業が負の影響を引き起こすことを促進し若しくは動機付ける場合をいう。

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

² <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003.html>

直接関連する：「直接関連する」の関連性は、他の企業を介する、負の影響と企業の事業・製品・サービスとの関係により定義される。「直接関連する」かどうかは、「直接調達」といった直接の契約関係として定義されるものではない。

(2) ジェンダーの視点

パブリックコメントにおいてジェンダーの視点を明確にする等の複数の意見が出たことを踏まえ、脚注 63 に「女性と男性とでは異なるリスクがあり得るということにも留意すべきである。(中略) 企業は、ジェンダー平等の視点も踏まえて人権 DD を実施することが重要である。」との記載が追加されるとともに、紛争地域における考慮に関しても「紛争等時に性的・ジェンダーに基づく暴力のリスクは特に頻発する」との記載が追記される(本ガイドライン 4.1.2.4) など、ジェンダーの視点の重要性を踏まえた記載が複数箇所に追記されています。

(3) 紛争地域における考慮

紛争地域においては高いリスクに応じた強化された人権デュー・ディリジェンスの必要性が指摘されている点は本原案から維持されていますが、強化されたデュー・ディリジェンスについて脚注 71 において「強化された人権 DD は、例えば、企業が事業を行う紛争等の影響を受ける地域の状況についての理解を深め、紛争等を助長する潜在的な要因等を特定することを通して、事業活動が人権への負の影響を与えないようにするだけでなく、紛争等の影響を受ける地域における暴力を助長しないようにする取組を指す。強化された人権 DD において、企業にとっては、サプライヤー等が過去又は現在の紛争等に関係しているかどうかを理解することが極めて重要である。」との追記がなされています。

(4) 国家等の関与の下で人権侵害が行われている地域での事業活動

企業が人権への負の影響を踏まえて対応を行う場合、取引停止が最後の手段として検討されるべきとの考え方は本原案から維持されていますが、特に国家等の関与の下で人権侵害が行われている場合の対応に関し、「日本政府は、企業が積極的に人権尊重に取り組めるよう情報の提供・助言等を行っていく。」との追記がなされる(本ガイドライン 4.2.1.3) とともに、脚注 79 において「現地国の労働法等の法令違反を理由とする解除条項のほか、人権尊重の取組に関する契約上の義務違反を理由とする解除条項を取引先との契約において規定しておくことが考えられる。例えば、取引先に対して自社の調達指針を遵守する義務を課した上で、その義務の不履行が確認された場合には改善措置の実施を要求できることとし、その要求にもかかわらず調達指針を取引先が遵守しない場合には、契約を解除することができる旨を規定することが考えられる。ただし、解除のための契約上の要件の内容にかかわらず、取引停止(契約解除)が最後の手段として検討されるものであることに留意が必要である。」との追記がなされています。

3. EU における強制労働製品の EU 域内での流通を禁止する規則案の公表

EU では、これまで欧州委員会により強制労働に関するサプライチェーンのデュー・ディリジェンスのガイダンスを発出するなどの取組みがなされてきました³が、更に、欧州委員会は、本年 9 月 15 日、強制労働により生産された製品の EU 域内での流通を禁止する規則案を公表しました⁴(以下「本規則案」といいます。)

本規則案は、EU 域内で製造された国内消費用及び輸出用の製品、並びに輸入品を対象として、当局が調査に基づき強制労働により製造された製品であることを立証した場合、当該製品の EU 市場における流通や EU からの輸出が禁止されるとともに、決定に従わない企業に対しては国内法による罰金の制裁を受けるとしています。

今後、強制労働リスクがある地域や製品に関するデータベースの作成、欧州委員会によるガイドラインの発行が

³ [本ニュースレター第 56 号](#)「EU におけるサプライチェーン等の強制労働のリスクに関するデュー・ディリジェンスガイダンスの発出」参照

⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5415

予定されています。また、本規則案は、今後欧州議会及び欧州連合理事会で審議され成立した後、24 か月後に施行されることが見込まれます。

4. おわりに

報道によれば、日本政府は、本ガイドラインの公表を踏まえて、人権デュー・ディリジェンスに取り組む企業を政府調達で優遇する仕組みを検討するとのこと。また、今後日本企業の人権尊重への取り組みは本ガイドラインに沿ってステークホルダーから評価されることから、企業にとっての人権デュー・ディリジェンスの取り組みの必要性は更に高まるものと考えられます。

本ニュースレターで紹介した、EU における強制労働製品の EU 域内での流通を禁止する規則案の公表を含め、日本企業が欧米に製品を輸出する場合や企業が欧州諸国の法規制の適用を直接受ける場合は別途これらの法令を念頭に置いた対応も必要になるため、適宜専門家の助言を受けつつ、リスク評価を行った上で優先度の高い分野から取り組みを行うことが重要と考えられます。

以上

[執筆者]



福原 あゆみ (弁護士・パートナー)

ayumi_fukuhara@noandt.com

法務省・検察庁での経験をバックグラウンドとして、企業の危機管理・争訟を主たる業務分野としており、海外当局が関係したクロスボーダー危機管理案件の経験も豊富に有している。これまで国内・海外の規制当局の対応に関わるとともに、企業の役職員による品質不正や会計不祥事をはじめとする幅広い危機管理案件に従事してきた。そのほか、人権コンプライアンス（ビジネスと人権）の分野にも精力的に取り組んでいるほか、個人情報・営業秘密の取扱い、贈賄防止等、コンプライアンス体制構築に関するアドバイスも行っている。経済産業省「蓄電池のサステナビリティに関する研究会」委員（2022年～）、経済産業省「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」委員（2022年～）。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

【関連セミナーのご案内】**今から始める「人権コンプライアンス」ショートセミナー・シリーズ
「特別編 人権 DD ガイドラインの概要及び企業に求められる取り組み」**

■配信期間：2022年10月3日（月）～（予定）

■セミナー概要：

ビジネスと人権に関する国際的な関心の高まりを受けて、本年9月13日に日本政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表しました。本セミナーは、「今から始める『人権コンプライアンス』ショートセミナー・シリーズ」の特別編として、ガイドラインの中核である人権デュー・ディリジェンスの内容を中心とし、企業が準備しておくべき点について紹介します。

■会場：オンライン（オンデマンド配信）

■スピーカー：福原 あゆみ（長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士）

■視聴方法（受講料：無料）：

オンデマンド配信の詳細・視聴方法につきましては、後日改めてご案内いたします。

コンプライアンス・アセスメントのご案内

当事務所の危機管理・コンプライアンスチームでは、事業環境を踏まえ企業のコンプライアンスリスクを分析した上、社内規程その他のコンプライアンス体制の改善に向けたアドバイスを提供するコンプライアンス・アセスメントをご提供しています。対象とする分野を限定した初期的なアセスメントを実施することも可能です。

役員研修、コンプライアンス研修等のご案内

当事務所の豊富な実務経験を活かした実践的な研修プログラムを各種実施しています。最近の不祥事事件からの教訓や、コーポレートガバナンスコード対応を含む最新の法令動向を踏まえ、各社のニーズに沿った内容とさせていただきます。

ご興味をお持ちの場合や、さらに詳しい情報を知りたい場合は、遠慮なく下記編集者までお問い合わせください。

[編集者]

埜 尚義 パートナー
takayoshi_tao@noandt.com

眞武 慶彦 パートナー
yoshihiko_matake@noandt.com

福原 あゆみ パートナー
ayumi_fukuhara@noandt.com

深水 大輔 パートナー
daisuke_fukamizu@noandt.com

辺 誠祐 パートナー
tomohiro_hen@noandt.com

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Compliance Legal Update ~危機管理・コンプライアンスニュースレター~の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_compliance/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。